

保育所入所申請の際にはマイナンバーの記載と本人確認が必要です！

教育・保育給付認定申請に伴う個人番号(マイナンバー)の確認及び必要書類について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、保育施設等への各種申請の際には、個人番号(以下、マイナンバーという。)の確認が必要です。つきましては、「教育・保育給付認定申請書」の提出時には、他人のなりすまし等を防止し、正しいマイナンバーであることを確認するためマイナンバーの記載及び提示と本人確認をさせていただきますので、下記のとおり必要書類のご提示等をお願いいたします。

[1] 申請者の個人番号(マイナンバー)の確認

申請保護者(「教育・保育給付認定申請書」の保護者欄に記載の保護者)の個人番号が、申請書記載の番号と正しいかをさせていただきます。次のいずれかを受付時に提出してください。

- 個人番号(マイナンバー)カード
- マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書
- 通知カード(記載現住所・氏名が実際の現住所・氏名と異なる場合は、使用できません。)

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2020052200027/>



詳しくはこちら

こちらに記載した名前の方が、「申請保護者」であり、マイナンバーの確認が必要です。

[2] 申込に来られた方の本人確認

他人なりすましを防止するため、**A**(顔写真付き証明書)から**1点**又は**B**(顔写真無し証明書)から**2点**を選択し、受付時に提示してください。ただし、申請保護者が申込みに来られた場合で、かつ[1]において個人番号(マイナンバー)カードを提示された場合は、提示不要です。

A 1点 顔写真付き証明書類

- パスポート
- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で「氏名、生年月日又は住所」の記載があるもの
- 住基カード(顔写真あり)
- 運転経歴証明書(H24.4.1以降交付)
- 精神障害者保健福祉手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

又は **B 2点** 顔写真無し証明書類

- 各種健康保険被保険者証
- 各種共済組合の組合員証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 介護保険被保険者証
- その他官公署発行の書類等で「氏名、生年月日又は住所」の記載があるもの

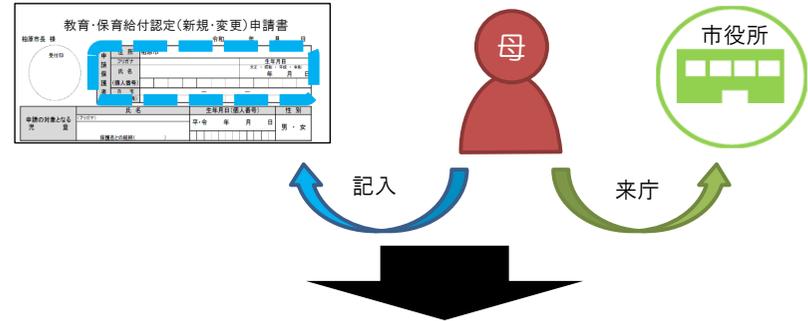
発行後3か月以内の住民票などが該当します。

[3] 代理人の確認

「教育・保育給付認定申請書」の保護者欄に記載された方以外の方が申込に来られる場合は、委任状が必要です。用紙上段の「代理人」には、申込に来られた方のお名前を、下段の「委任者」には申請保護者名をご記入の上、押印してください。

【例1】

申請保護者欄には母の名前、申込みに市役所に来られるのも母の場合。



必要なもの

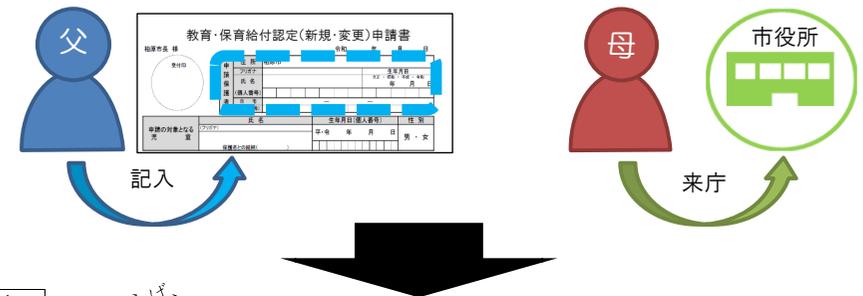
例えば、

- ① 母のマイナンバー通知カード(マイナンバーが確認できる書類)
- ② 母の運転免許証(顔写真付き身分証明書)



【例2】

申請保護者欄には父の名前、申込みに市役所に来られるのは母の場合。



必要なもの

例えば、

- ① 父のマイナンバーカード(マイナンバーが確認できる書類)
- ② 母の運転免許証(顔写真付き身分証明書)
- ③ 委任状

